

1 給与勧告の基本的考え方と手順

～職員の給与はどのようにして決めるのか～

- 人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものです。（地方公務員法第14条）
- 本委員会では、本府職員と民間従業員の本年4月分給与（月例給）を調査した上で、両者を精緻に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
- また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（昨年8月から本年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに本府職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

本府職員の調査

職員別4月分給与
全職員約6万7千人を調査
(うち行政職員約1万人)

期末・勤勉手当
年間支給月数

勤務条件、諸手当等

府職員（行政職）と民間従業員（事務・技術関係）
の4月分給与を比較
役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の給与を比較
(ラスパイレス方式)

特別給（ボーナス）年間支給月数の比較

勤務条件制度の比較

情勢適応の原則（地公法第14条）（＝民間準拠）

民間従業員の調査

従業員別4月分給与
調査実人員約3万人

昨年8月～本年7月の
特別給（ボーナス）支給状況

給与改定や
諸手当の支給状況

給料表、手当等の勤務条件の改定内容を決定

「職員の給与等に関する報告及び勧告」

知事（勧告の取扱い決定）

条例改正案の提出

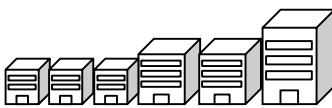
議会（条例改正案の審議）

2 給与比較における民間給与の調査

- 企業規模50人以上（◎）かつ事業所規模50人以上の府内4,739事業所のうち、層化無作為抽出法により抽出した689事業所を対象に、事務・技術関係職種等30,907人の本年4月に支払われた給与月額等を調査しました。
- 調査期間…令和5年4月24日（月曜日）～同6月16日（金曜日）

◎ 民間給与の調査対象について

企業規模50人未満



役職段階の例

課長
係員

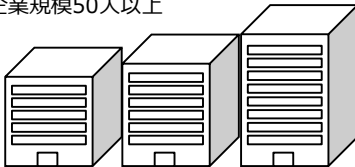
府内民営事業所の正社員数の割合

※平成26年経済センサス基礎調査（総務省）を基に本委員会において集計

企業規模50人未満…35.4%



企業規模50人以上



部長
課長
課長代理
係長
係員

企業規模50人以上…64.6%



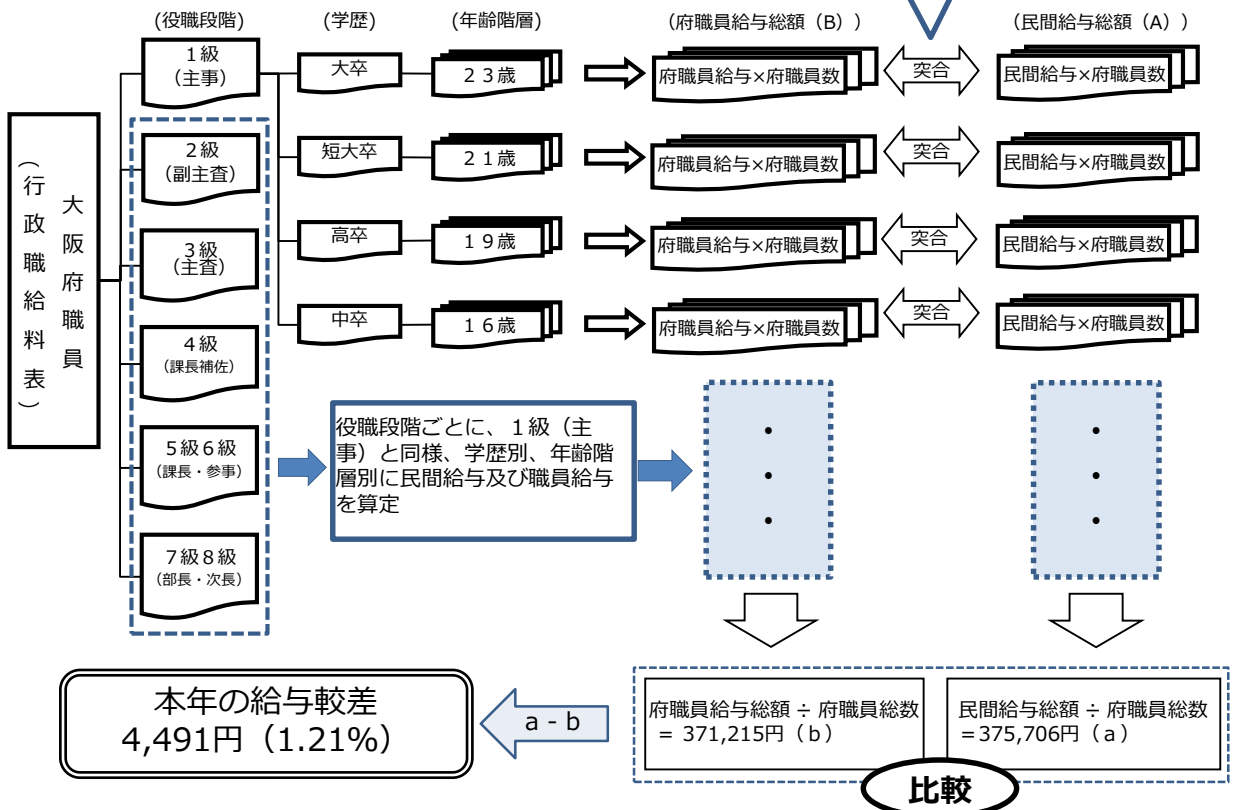
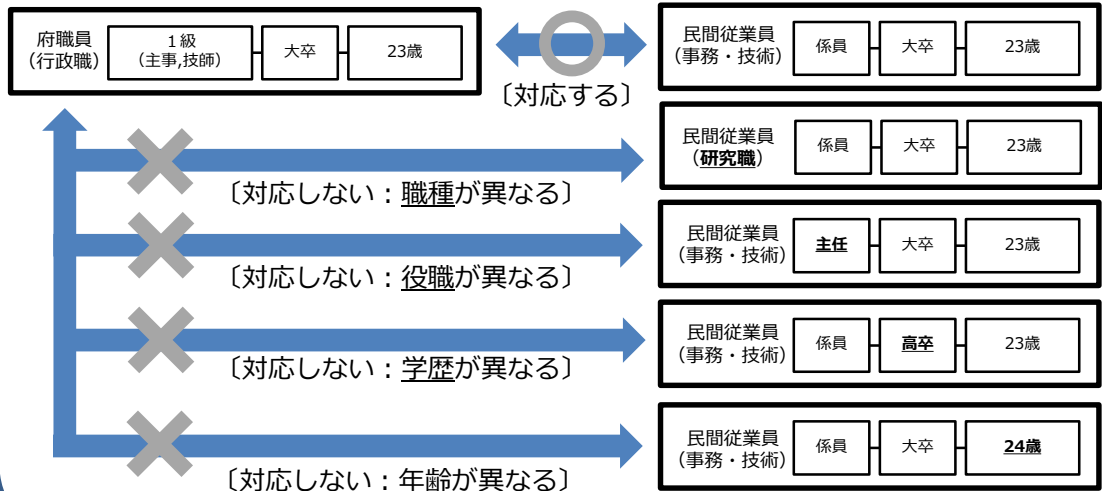
府内の民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があるため、同種・同等の者同士による比較が可能

3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

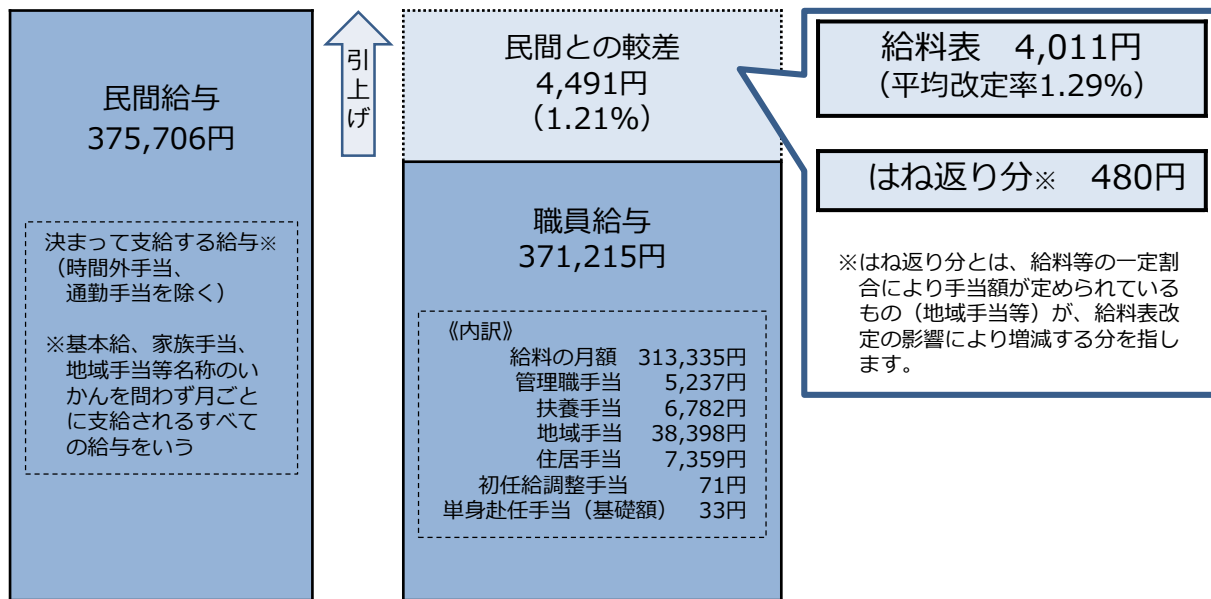
- 月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の本府職員に対し、民間従業員の給与額を支給した場合の支給総額（A）と、現に支払う支給総額（B）との差を算出しています。
- 具体的には、以下のとおり、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層別の本府職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに本府職員数を乗じた総額を算出し、両者を比較しています。

【例】府職員（主事・23歳・大卒）と民間従業員との対応関係



4 民間給与との較差

●月例給



本年4月分の職員給与と民間給与を比較すると、職員給与が民間給与を4,491円(1.21%)下回ったことから、民間との均衡を図るため、月例給の引上げを勧告します。

●特別給

年間支給月数	民間	職員	較差
	4.52月	4.40月	0.12月

勧告		
年間支給月数 4.50月 (+0.10月)		
内訳	期末手当※1 2.45月 (+0.05月)	勤勉手当※2 2.05月 (+0.05月)

- ※1 期末手当…民間における賞与等のうちの一律支給分に相当する手当。各職員の在職期間に応じて支給される。
- ※2 勤勉手当…民間における賞与等のうちの成績査定分に相当する手当。各職員の勤務成績に応じて支給される。

民間における昨年8月から本年7月までに支給された特別給の合計額が月例給の4.52月分に相当するため、期末・勤勉手当の引上げを勧告します。
 →引上げ分は、期末・勤勉手当に均等配分

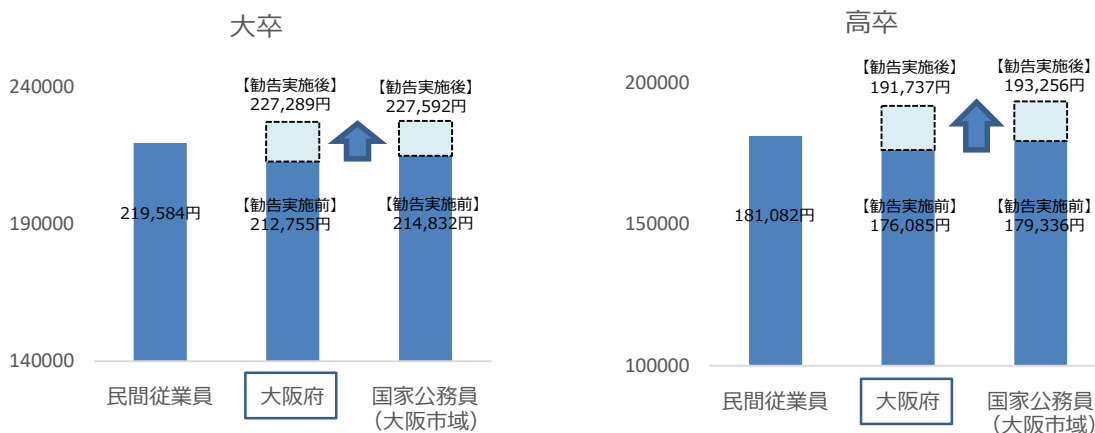
5 給料表の改定について

- 民間との給与比較を行っている行政職給料表の改定にあたっては、人材確保の観点等から、若年層に重点をおきつつ、全職員に配分されるように給料表を引き上げます。（平均改定率1.29%）
⇒初任給に係る号給の給料月額は、大卒程度で13,000円、高卒程度で14,000円の引上げとなります。
- 行政職給料表の各級号給の改定額については表1、改定前後の初任給月額については表2のとおりです。（表2の金額ははね返し分を含みます。）

（表1）各級号給別の改定額（行政職給料表）

級 標準 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級											
号給	主事・技師	副主査	主査	課長補佐等	参事等	課長等	次長等	部長等											
1～10号給	1～48号給 14,000円 ～ 10,400円	1～12号給 9,800円 ～ 6,500円	1～28号給 6,200円 ～ 600円	1～73号給 500円	1～57号給 500円	1～45号給 500円	1号給 500円	1号給 500円											
11～20号給																			
21～30号給			13～40号給 6,200 ～ 600円																
31～40号給																			
41～50号給																			
49～60号給		49～60号給 9,800円 ～ 6,500円	41～113号給 500円				29～101号給 500円												
51～60号給																			
61～70号給		61～88号給 6,200円 ～ 600円																	
71～80号給																			
81～90号給																			
89～157号給	89～157号給 500円																		

（表2）学歴別初任給



注 1 民間従業員の初任給は、本年の職種別民間給与実態調査によるもの。
 2 大阪府職員の初任給は、給料と地域手当（11.8%）の合計額。
 3 国家公務員（大阪市域）の初任給は、給料と地域手当（16%）の合計額。

6 大阪府職員モデル給与例

◆モデル給与例計算の前提条件

【年齢】	職階ごとに5歳刻みで設定
【モデルとなる給料月額】	モデル年齢の人員分布で最も多い号給の給料月額
【給与月額に含まれるもの】	給料、管理職手当、地域手当
【年間給与に含まれるもの】	給与月額×12 + 期末・勤勉手当
【留意点】	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中の昇給（定期昇給は毎年1月）、扶養手当等は考慮していない。 ・示した例は一つのモデルケースであり、世帯構成、人事評価結果等の違いにより、同じ年齢であっても職員ごとに異なる。

(単位：円)

職	年齢	勧告実施前(a)		勧告実施後(b)		増減額(b-a)		
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	
行政職給料表	部長級	55歳	757,232	12,947,686	757,791	13,045,606	559	97,920
	次長級	55歳	679,514	11,506,562	680,073	11,592,818	559	86,256
	課長級	50歳	581,583	9,759,136	582,142	9,832,258	559	73,122
	課長補佐級	50歳	466,653	7,961,096	467,212	8,024,360	559	63,264
	主査級	45歳	413,883	6,969,788	414,442	7,024,790	559	55,002
	主事級(副主査)	35歳	303,537	5,044,780	306,443	5,125,258	2,906	80,478
	主事級	大卒初任給	212,755	3,489,182	227,289	3,750,268	14,534	261,086

7 給与勧告の推移

年度	勧告概要			実施状況(注1)	
	月例給		特別給	月例給	特別給
	公民較差	勧告	年間支給月数(前年比)		
平成26年度	6,450円(1.65%)	給料表改定	4.10月(0.15月)	経過措置を除き実施	H26年6月分から実施
27年度	5,995円(1.55%)	給料表等改定	4.20月(0.10月)	実施せず	勧告どおり
28年度	▲1,075円(▲0.28%)	給料表等改定 ※改定時期はH29.4	4.30月(0.10月)	注2	勧告どおり
29年度	230円(0.06%)	給料表等改定	4.40月(0.10月)	勧告どおり	勧告どおり
30年度	▲1,914円(▲0.50%)	給料表改定	4.45月(0.05月)	勧告どおり	勧告どおり
令和元年度	6,708円(1.78%)	給料表等改定	4.50月(0.05月)	給料表は初任給のみ その他は勧告どおり	勧告どおり
2年度	38円(0.01%)	勧告せず	4.45月(▲0.05月)	勧告せず	勧告どおり
3年度	188円(0.05%)	勧告せず	4.30月(▲0.15月)	勧告せず	勧告どおり
4年度	1,143円(0.31%)	給料表等改定	4.40月(0.10月)	勧告どおり	勧告どおり
5年度	4,491円(1.21%)	給料表等改定	4.50月(0.10月)	—	—

注 1 「実施状況」は、月例給及び特別給に係る勧告の任命権者による実施状況を記載。
 2 勧告どおりの引下げ改定をH29.1から実施、H28.4～12引下げ相当分をH29.2に調整。